

4 / 1 から利用希望者
専用

令和4年度「放課後ルーム」のご案内

このパンフレットは、「放課後ルーム」の利用を希望される方に、事業の内容や申込の時期、申込に必要な書類等、利用していただく上で必要な情報を案内しているものです。

- 令和3年度にご利用されている場合も、新たにお申込みが必要です。
- 放課後ルーム実施校はP1で確認してください。

インターネット上で電子申請もできます。
手続方法はP3でご確認ください。

申込受付期間

- ①<1次申込受付期間> 令和3年11月16日(火)～11月30日(火)
- ②<2次申込受付期間1> 令和4年2月21日(月)～2月28日(月)
- ③<2次申込受付期間2> 令和4年3月1日(火)～3月25日(金)

各ルームの定員は①1次申込の人数等を参考に決定します。
定員を超える申込みがあった場合は待機になります。
なお、定員に空きがあれば年度途中からのご利用も可能です。

入室可否の通知時期

- ①<1次申込受付分> 令和4年2月下旬(予定)
- ②、③<2次申込受付分> 令和4年3月中旬以降随時(予定)

お問い合わせ

堺市教育委員会事務局 放課後子ども支援課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
(堺市役所高層館11階北側)

TEL 072-228-7491 FAX 072-228-7009

目 次

ページ

1. 事業の内容について	1
2. 一部負担金等のお支払いについて	2
3. 利用申込方法について	3
4. 利用申込期間について	
(1) 4/1から利用希望の場合（1次申込）	4
(2) 4/1から利用希望の場合（2次申込）、	5
(3) 年度途中から利用希望の場合	
5. 利用の承認・その他の手続きについて	6
6. 利用にあたっての注意事項等	6

<申込関係書類>

(1)

放課後ルーム利用申込書

1部

(2)

放課後ルーム児童状況調査票

1部

令和4年度「放課後ルーム」のご案内

令和3年度にご利用されている場合も、新たにお申込みが必要です。

この案内は、よくお読みのうえ保管してください。

1. 事業の内容について

「放課後ルーム」は、放課後や週末等に学校施設を利用し、高学年児童を対象として、学習をはじめ様々な体験・交流活動等の場を提供することにより、児童の学習の習慣づけを図るとともに、意欲や関心を広げることを目的とします。なお、本事業は業務委託により各受託事業者が運営を行いますが、堺市が児童の安全確保を図り実施している事業です。

(1) 実施期間	令和 4年 4月1日 ~ 令和 5年 3月31日
(2) 実施日時	月～金曜日 (放課後～午後6時) 土曜日・長期休業中 (午前9時～午後6時) 夏休み期間中 (午前8時30分～午後6時) ※ただし、利用時間延長制度により、別途申込で午後7時まで利用が可能
(3) 休業日	日曜日・祝休日・12月29日～1月3日

(注) 交通機関のスト、台風等の災害、学校保健安全法に基づく学校・学級閉鎖等により、利用日または利用時間を変更することがあります。

(4) 対象児童	下記小学校に在籍または校区に居住する 4～6 年生に相当する年齢または学年の児童 (<u>三国丘校区においては、5・6年生に相当する年齢または学年の児童</u>) (<u>金岡、百舌鳥校区においては、6年生に相当する年齢または学年の児童</u>) ※対象児童で、支援学校もしくは支援学級に在籍する児童は、のびのびルームを利用することができます。
(5) 実施校	<u>三国丘</u> 、 <u>新湊</u> 、 <u>東深井</u> 、 <u>福泉</u> 、 <u>金岡</u> 、 <u>百舌鳥</u>
(6) 定員	1次申込での申込数及び学校施設状況により定員を決定します。 1次申込時において決定した定員を超えた場合は、学年の低い児童の利用を優先します。ただし、同一学年で定員を超える場合は、公正に抽選を行い、利用者と待機者の順位を決定します。
(7) ルーム開設の要件	1次申込みににおいて、利用申込人数が10人に満たないルームは開設しない場合があります。
(8) ルームの閉室	開設後に利用登録者が5人未満になった場合は、ルームを閉室する場合があります。

2. 一部負担金等のお支払いについて

(1) 一部負担金 (減額・免除制度はありません)

- ・児童1人あたり 月額4,000円
(8月のみ 月額6,000円)

+

<利用時間延長(午後6時~午後7時)を利用する場合>

- ・児童1人あたり 月額1,000円

利用登録がある場合、利用がなくても、**負担金の支払が必要です**。利用しなくなった場合は、速やかに手続きしてください(必要な手続や期限については、申込に対する結果通知に同封します)。

○ 月の途中の入・退室及び欠席がある場合も、その月の一部負担金のお支払いが必要です。
(日割り計算はしておりません。)

○ 一部負担金のお支払い方法は、口座振替(毎月25日)と、金融機関での納付書払の2通りがあります。以下の内容をご確認いただき、適宜お手続き願います。

<口座振替を希望する場合>

- ・利用承認通知書に同封されている、口座振替開始手続のご案内をご確認ください。
- ・既に口座振替している場合、引き続き登録済の口座から引き落としを行いますので手続は不要です。ただし、令和4年度から新たに利用するきょうだい等の分は、口座振替開始のための手続が必要です。

<金融機関での納付書払を希望する場合>

- ・口座振替開始の手続をされていない場合は、後日納付書を送付します。

(2) 傷害保険料・教材費等

○傷害保険料(児童1人あたり年額800円)が別途必要です。利用開始日までにルームに直接お支払いください。[傷害保険補償額 入院日額4,000円、通院日額1,500円]

○教材費や校外学習等にかかる実費については、月額2,000円以内でご負担いただくことがあります。

3. 利用申込方法について

下記の(1)、(2)の必要書類をご提出ください。

提出方法は利用申込期間によって異なりますので、それぞれの内容をご確認ください。

なお、インターネットでの申込(電子申請)も可能ですので、下記要領にて申込してください。

【必要書類】

(1)利用申込書

(2)児童状況調査票→該当がある場合のみ提出

【電子申請の手続き方法について(24時間受付)】

①右記QRコードを読み取り、「堺市電子申請システム」にアクセスしてください。

※パソコンから手続きする場合は「堺市電子申請システム」にアクセスし、個人向けの手続一覧において、「令和四年度 放課後ルーム 利用申込」(文字は全て全角で、3つの単語の間にはスペースを入力)と入力し検索してください。



②利用者登録をしてください(登録済の場合は不要です)。

③「令和四年度 放課後ルーム 利用申込」の手続ページにて必要事項を入力し、手続を完了させてください。

④登録しているメールアドレスに、手続が完了した旨のメールが届いているか確認してください。なお、②の利用者登録が完了した旨のメールだけではなく、その後に③の手続が完了した旨のメールも届いているかどうか確認してください。

(注意) 電子申請は午前0時00分～午後11時59分に受け付けたものを、その日の受け付け分として処理します。各申込締切の当日は、午後11時59分までに受け付けたものが有効となりますので、ご注意ください。また、土・日・祝休日・年末年始に受け付けたものは、その次の開庁日の受け付け分として処理いたします。

4. 利用申込期間について

(1) 4/1 から利用希望の場合 (1次申込)

【申込期間】

令和3年11月16日(火)～11月30日(火)

【申込方法】

電子申請する場合

P3「電子申請の手続き方法について」をご参照ください。

申込書を記入する場合

P3に記載の必要書類を、「1次申込用封筒」(*)に封入し、以下のいずれかの受付場所に、受付時間内に持参してください。(郵送不可)

(※)「1次申込用封筒」がない場合は、受付場所で受け取ることができます。

受付場所	受付時間
各小学校内放課後ルーム	午後4時～午後6時 ※21(日)、23(火祝)、28(日)は除く
放課後子ども支援課 (堺市役所高層館11F北側) ※各区役所では受付していません。	午前9時～午後5時30分 ※20(土)、21(日)、23(火祝)、27(土)、28(日)は除く

【注意事項】

・申込期間中は先着順ではなく、以下の優先順位に沿って入室順位を決定します(同じ優先順位となった場合は抽選)。

定員を超過した場合は、待機となります(待機順位は別途通知します)。

<優先順位>

学年順 (①4年→②5年→③6年)

・利用申込の結果は、令和4年2月下旬頃に郵送予定です。

(2) 4/1 から利用希望の場合 (2 次申込)、(3) 年度途中から利用希望の場合

【申込期間】

4/1 から利用希望の場合 (2 次申込)

① 令和 4 年 2 月 21 日 (月) ~ 2 月 28 日 (月) <必着>

※期間内に受け付けた申込の中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

② 令和 4 年 3 月 1 日 (火) ~ 3 月 25 日 (金) <必着>

※同日に受け付けた申込の中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

年度途中から利用希望の場合 (随時)

③ 令和 4 年 3 月 28 日 (月) 以降で、利用開始希望日の前月の初日から
同希望日を起算日として 6 開庁日前まで <必着>

(例) 令和 4 年 7 月 21 日から利用希望の場合は 6 月 1 日から 7 月 13 日まで

※同日に受け付けた申込の中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

【申込方法】

電子申請する場合

P3「電子申請の手続き方法について」をご参照ください。

申込書を記入する場合

P3 に記載の必要書類を放課後子ども支援課 (※) に郵送または持参してください。

(※提出先) 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 放課後子ども支援課

堺市役所 高層館 11 階北側 午前 9 時~午後 5 時 30 分(土曜・日曜・祝休日・年末年始除く)

【注意事項】

・①の申込期間は期間内に、②、③の申込期間は同日に受け付けた申込の中で、先着順ではなく、以下の優先順位に沿って入室順位を決定します (同じ優先順位となった場合は抽選)。

定員を超過した場合は、待機となります (待機順位は別途通知します)。

<優先順位>

学年順 (①4年→②5年→③6年)

・申込みを受け付けてから入室されるまでには一週間程度の時間を頂いています。ただし、児童の状況等の理由で、利用をお待ちいただくことがあります。

5. 利用の承認・その他の手続きについて

【申込結果の通知方法について】

利用できる場合も、利用できない場合も書面にてお知らせします。

【利用できない場合】

下記の場合は、申込のご希望通りに本事業をご利用頂けませんのでご了承ください。

- ① 「のびのびルーム」「放課後ルーム」「堺っ子くらぶ」の未納となっている一部負担金がある場合（きょうだい等の分を含む。）
- ② 定員を超過しており、待機となる場合
- ③ 「放課後ルーム」の管理運営上、児童の安全が図れないと認められる場合
- ④ 問い合わせをしても連絡がとれず、入室に必要な書類・情報がそろわなかった場合

（注意事項）

- ①について、特別な事情で一部負担金の未納分の納付が困難な場合は、ご相談ください。
- ②について、待機となった場合は待機順位を決定し、「待機順位決定通知書」にてお知らせします。定員に空きが出た際は、待機されている児童の中から順に利用のご案内をします（詳細は通知をご覧ください）。

【利用を辞退する場合】

申込結果の通知が届く前に辞退する場合は、放課後子ども支援課に連絡してください。

また、4月1日からの利用承認通知書が届いた後に辞退する場合は、同封されている辞退の手続のご案内に沿って、令和4年3月24日（木）までに、電子申請システムで手続きしていただくか、「辞退届」のご提出をお願いします。

期日までに放課後子ども支援課への電話連絡及び辞退の手続をされなかった場合は、傷害保険への加入の関係で、4月1日から事業をご利用されなくても、傷害保険料（年額800円）をお支払いいただきます。

6. 利用にあたっての注意事項等

利用申込書をご記入される前に、必ず以下の注意事項をご確認ください。

利用について	活動中は集団生活のルールを守り、指導員の指示に従ってください。 ルールを守れない等、管理運営上安全が図れないと認められる場合は、利用承認を一時停止又は取り消すことがあります。 また、習い事等で途中退室し、再度戻るとは、安全管理上ご遠慮いただいております。
利用時間について	利用時間を守り、保護者の責任において必ず午後6時まで（利用時間延長された場合には必ず午後7時まで）にお迎えをお願いします。 厳守されない場合は、利用承認を一時停止又は取り消すことがあります。
お迎えについて	保護者等によるお迎えが必要です。 なお、近隣住民のご迷惑となるため、原則として車でのお迎えはご遠慮ください。
昼食について	給食のない日は、保護者においてお弁当等昼食の用意をしてください。

令和 年 月 日

堺市教育委員会教育長 様

堺市放課後ルーム事業実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、『放課後ルーム』のご案内の記載事項を遵守できない場合又はこの申込書に虚偽の記載があった場合は、利用の承認を取り消されても異議はありません。

また、利用承認の決定及び利用状況や債権等の管理のために、児童に関する情報、世帯状況、その他必要な情報等について、確認されることに同意します。

さらに、上記内容及び申込みに係る提出書類に記載された内容のうち、当事業の利用に関して必要な情報については、当事業の運営及び児童の安全のために、運営事業者や学校等の関係機関と共有されることに同意します。

・着色部分について確認し、該当する箇所に記入願います。申込み1世帯につき、1部必要です。
 ・黒色または青色のボールペン等でご記入ください。(鉛筆等、消えてしまう筆記具不可)

○世帯について

住所		学校名	小学校	
保護者	氏名	児童から みた続柄	生年月日	携帯電話番号
	① (申込者)	(フリガナ)	S ・ H	年 月 日
	(申込者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)			
②	(フリガナ)	S ・ H	年 月 日	
自宅電話番号	緊急連絡先 (※1) (名称)		(電話番号)	

※1 ・記入は任意です。申込書の内容を電話にて確認させていただく場合があり、保護者の携帯電話及び自宅の電話につながらない際に使用することがあります。

○利用申込児童について

氏名	生年月日	学年 (R4.4.1時点)	利用期間 (～18:00) (R5.3.31までの間)	時間延長(※2) (18:00～19:00)	
				利用有無 (どちらか選択)	利用期間 (R5.3.31までの間)
①	(フリガナ) H 年 月 日	新 年	R4年4月1日～ R5年3月31日 <small>(年度途中の場合は修正し記入ください)</small>	利用しない 利用する (期間も記入)	R 年 月 日 ～ R 年 月 日
②	(フリガナ) H 年 月 日	新 年	R4年4月1日～ R5年3月31日 <small>(年度途中の場合は修正し記入ください)</small>	利用しない 利用する (期間も記入)	R 年 月 日 ～ R 年 月 日
③	(フリガナ) H 年 月 日	新 年	R4年4月1日～ R5年3月31日 <small>(年度途中の場合は修正し記入ください)</small>	利用しない 利用する (期間も記入)	R 年 月 日 ～ R 年 月 日

※2 ・「利用する」を選択された場合は、堺市放課後ルーム事業の利用時間の延長(午後6時から午後7時まで)について、堺市放課後ルーム事業実施要綱第14条第1項の規定により申し込んだものとします。
 ・別途保護者負担金が発生します。利用時間の延長に係る一部負担金は、月額のみ取扱いとなります。利用日数にかかわらず、日割計算は行いませんので、ご注意ください。
 ・午後7時までの利用を遵守できない場合は、利用時間の延長の承認を取り消す場合があります。
 ・時間延長を利用する場合で、午後6時までの利用期間と同じ場合は、時間延長の利用有無で「利用する」を選択し、時間延長の利用期間については空欄でも構いません。

別紙児童状況調査票についてもご確認いただき、該当する場合はご提出願います。

下記の項目にいずれも該当しない場合は、本調査票の提出は不要です。

放課後ルーム

(2) 児童状況調査票 *お子様の状況について、お聞かせください。

◇ 申込児童が複数の場合、そのうち1名でも以下①～⑧の質問項目にあてはまる場合は、その児童の氏名をご記入いただき、表の左の欄に○をしてください。

◇ ご記入いただいた内容について、放課後子ども支援課より詳しく聞かせていただくことがあります。

学校名	記入した方	連絡先
小学校	(続柄)	()
1人目	新学年 児童名 年	①～⑧にあてはまる場合 過去、同じ学校での「のびのびルーム」の利用実績について (有 無) 過去、同じ学校での「放課後ルーム」の利用実績について (有 無)
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である。 アレルギー ()	お子様の健康面や行動面、生活面等であらかじめお伝えしておきたいことがありましたらご記入ください。
	②エピペンを所持している	
	③ルームでのエピペン接種対応を希望する	
	④てんかん坐薬を所持している	
	⑤ルームでのてんかん坐薬挿入対応を希望する	
	⑥支援学級に在籍または在籍予定	
	⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名)	
	⑧食事・排泄・着替え等に大人(指導員)の介助が必要	
2人目	新学年 児童名 年	①～⑧にあてはまる場合 過去、同じ学校での「のびのびルーム」の利用実績について (有 無) 過去、同じ学校での「放課後ルーム」の利用実績について (有 無)
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である。 アレルギー ()	お子様の健康面や行動面、生活面等であらかじめお伝えしておきたいことがありましたらご記入ください。
	②エピペンを所持している	
	③ルームでのエピペン接種対応を希望する	
	④てんかん坐薬を所持している	
	⑤ルームでのてんかん坐薬挿入対応を希望する	
	⑥支援学級に在籍または在籍予定	
	⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名)	
	⑧食事・排泄・着替え等に大人(指導員)の介助が必要	
3人目	新学年 児童名 年	①～⑧にあてはまる場合 過去、同じ学校での「のびのびルーム」の利用実績について (有 無) 過去、同じ学校での「放課後ルーム」の利用実績について (有 無)
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である。 アレルギー ()	お子様の健康面や行動面、生活面等であらかじめお伝えしておきたいことがありましたらご記入ください。
	②エピペンを所持している	
	③ルームでのエピペン接種対応を希望する	
	④てんかん坐薬を所持している	
	⑤ルームでのてんかん坐薬挿入対応を希望する	
	⑥支援学級に在籍または在籍予定	
	⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名)	
	⑧食事・排泄・着替え等に大人(指導員)の介助が必要	

- ◎ ルームでは原則、医療行為を行うことができません。また服薬は利用児童本人でしていただき、ルームでは原則、薬は預かりません。
- ◎ 緊急時は保護者の方への連絡及び救急搬送処置を行います。
- ◎ てんかん坐薬の挿入対応及び、エピペン接種対応を希望される方は、後日送付する別途書類に必要事項を記入の上、放課後子ども支援課へ提出してください。